

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度第1回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	平成29年 5月31日(水) 午後2時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出 席 者 の 氏 名	大島 利彦(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 高島 誉章(公認会計士) 林 真由美(弁護士)
欠 席 者 の 氏 名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担 当 部 課 名	【担当課等】 (まちづくり計画部) 工藤所沢駅西口区画整理事務所長 (建設部) 末廣宮繕担当参事、片岡道路維持課長 (上下水道局) 高橋総務課長、根岸下水道整備課長 他 各担当課職員 【事務局】 加藤総務部長、富田総務部次長、増田契約課長、 他 事務局職員

発言者	審議の内容
	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>平成28年10月1日から平成29年3月31日までの市及び上下水道局発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>審議の対象となる事案の中から、1者のみの入札となった事案、低入札価格調査対象となった事案、総合評価方式による事案、随意契約による事案等から、合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p>3 抽出された事案の審議</p> <p>① 「所沢駅西口・安全対策工事（その3）」 （市発注・一般競争入札）</p>
<p>契約課</p>	<p>入札書不着の理由につきましては、「別案件で時間がとられてしまい、電子入札システムの入札時間を過ぎてしまった。」「電子入札システムの入札処理をしたつもりであったが、パソコンの不具合なのか処理されていなかった。」とのことでございます。</p> <p>また、本事案における対象業者数は24者と十分おりましたことから、応札者数及び落札率につきましては、競争入札の結果であると考えております。</p> <p>なお、12番の市道2-230号線舗装補修工事の入札に参加できる者の資格につきましては、土木工事業の級別区分がDを有している者としており、参加資格なしと表示がある業者につきましては、級別区分がCの業者であったにも関わらず誤って入札の参加申込を行ったものであります。</p>
<p>委員</p>	<p>入札書の不着は、パソコンの不具合であったとの回答でしたが、県の入札のシステムの不具合ではないということですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>県の入札システムの不具合ではなく、業者のパソコンの不具合であると伺っております。</p>
<p>委員</p>	<p>参加資格がないのに入札をしてしまったとありますが、システムで入力していく際に気付かないものではないでしょうか。</p>
<p>契約課</p>	<p>システム上でも、A級の業者の工事であることは、明記してあります。また、業者も自分の会社が何級であるかも理解しております。</p>

委員	<p>システム上、A級以外の業者が入力してもエラーとはならないため、入札が出来てしまう状況ではありますが、今回は、業者が間違えてしまったという結果になります。</p> <p>入札書不着とありますが、どの時点で気付きストップになったのですか。</p>
契約課	<p>電子入札システムで入札を行い、業者はパソコンを通じ入札を行います。開札は、市側がパソコンを使ってシステムで開札処理を行いますと、入札してきた業者が分かり、その時にはじめて資格のない業者が入札したことが分かります。</p> <p>今回は、入札の申込みはあったのですが、業者が途中で気付き入札をされなかったので、入札書不着という状態です。</p>
委員	<p>入札・事務執行の流れの中の4.「入札参加申込書提出期間」のところで、業者が入札参加の申込みを行い、その後、間違いに気付き5.「入札書提出期間」では、入札を行わなかったということによろしいですか。</p>
契約課	<p>その通りでございます。</p>
委員	<p>参加資格対象者33者ですが、ここにある33者以外は、入札ができないという設定ということによろしいですか。</p>
契約課	<p>その通りでございます。</p>
委員	<p>市側のチェックとしては、33者以外の業者が申し込んだ時点で分かるということですか。</p>
契約課	<p>申し込んだ時点では、申し込んだ業者数しか分かりません。</p>
委員	<p>どの時点でチェックしているのですか。</p>
契約課	<p>開札時にチェックを行っております。</p>
委員	<p>所沢駅西口区画整理事務所というのは、前からあるのですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>所沢駅西口区画整理事業につきましては、平成26年度に都市計画を決定し、その後、平成27年度に事業計画の決定を行いました。昨年度から工事を開始し、今年の4月に事務所へ移り、現地において作業を実施しております。</p>

委員	期間は、どのくらいになりますか。
所沢駅西口区画整理事務所	事業期間につきましては、平成 27 年の事業計画において 9 月 30 日に事業計画を決定し、そこから平成 38 年 3 月 31 日までの約 11 年間に事業期間として完了を目指しているところです。
委員	所沢駅西口区画整理事業の予算としては、単年度として予算が立てられているのですか。
所沢駅西口区画整理事務所	特別会計という会計枠を作り、区画整理事業として予算を単年度ごとに計上していきます。事業計画の中で、年度ごとの事業費を想定しており、合計事業費として約 82 億円という事業費の中で全体事業を推進しているところです。
委員	工事内容は、仮設の工事になるのでしょうか
所沢駅西口区画整理事務所	工事につきましては、仮設の歩行者道路を整備し、地元の要望として幅員の狭い道路であり、また、歩行者が非常に多い道路なので、歩道の整備をしていただきたいとの要望もあり、仮設歩道の整備を行いました。
委員	33 者の対象者がある中で、参加意思表示をしたのが 3 者で実際に入札したのが 1 者という結果は、随分少ないという気がするのですが、業者側の意思表示について、行政側として何か思い当たる点は、ありますか。
所沢駅西口区画整理事務所	施工時期が年末であり、現場代理人等の人手不足が原因の一つとして考えられると思います。
委員	この工事をもう少し早く発注することは、できなかったのでしょうか。
所沢駅西口区画整理事務所	この工事につきましては、昨年 8 月に地元からの要望書が提出され、対応策等を検討した後に工事の発注を行ったため、この時期まで遅れてしまいました。基本的には、これ以外の工事については、できるだけ早い段階で工事を発注させていただいております。
委員	所沢駅西口・安全対策工事（その 1）と（その 2）は、無くて（その 3）に限定されているということでしょうか。
所沢駅西口区画整理事務所	（その 3）という工事の中で歩道部分だけを工事しており、（そ

<p>委員</p>	<p>の1)と(その2)の工事では、別の業種として発注しております。</p> <p>(意見等)</p> <p>要望された時期から積算するまでの時期を考えるとやむを得ない状況ではありますが、極力早めの発注に心がけていただきたい。</p>
<p>契約課</p>	<p>② 「総簡加 市道3-241号線舗装補修工事」 (市発注・一般競争入札)</p> <p>総合評価方式における評価値につきましては、技術評価点が14点満点で価格評価点が86点満点の合計100点満点となります。</p> <p>技術評価点につきましては、企業の技術能力や社会的貢献度などの評価項目を配点しております。また、価格評価点につきましては、入札価格より算出した点数となります。このため、同じ会社の場合で技術評価点があっても入札価格によって価格評価点が変わるため評価値に違いがあります。</p>
<p>委員</p>	<p>技術評価点については変わらないという状態で、価格はその工事によって変わるため、価格評価点が変わるということですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>その通りでございます。技術評価点は業者の技術力などで評価が決まりますので、同じ点数になります。価格評価点は工事ごとの入札価格によって変わります。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、土木工事の場合と舗装の工事の場合では、評価の方法が変わるのですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>総合評価の方法は、業種によっても変わるため、土木工事の評価項目と舗装工事の評価項目では、技術評価点の点数が変わる場合があります。</p>
<p>委員</p>	<p>入札する業者は、自分の技術評価点が何点か分かった上で、入札をしているのですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>現在は、自己評価方式を導入しておりますので、業者は、どの項目に該当しているのかを把握した上で入札を行っております。</p>
<p>委員</p>	<p>2者で価格評価点を見るとどちらの方が高いのか。</p>
<p>契約課</p>	<p>入札額の低い方が価格評価点は高くなります。なお、今回の場合は、技術評価点と同じ3点でありました。</p>

委員	技術評価点は、何点から何点までですか。
契約課	この案件につきましては、0点から満点で14点でございます。
委員	参加対象者21者のうちで、技術評価点異なる会社がある中で、今回は、同じ技術評価点の業者が参加し、価格評価点の高い方が落札したということですか。
契約課	その通りでございます。
委員	この工事が総合評価に選ばれた理由は、何ですか。
契約課	所沢市といたしましては、国からの通達もあり、総合評価方式を進めております。入札までの事務が増大するとの理由から、年間、市長部局で5件程度、上下水道局は、別枠で実施しています。補助対象工事や金額的には1千万円以上の工事の中から工事発注課で選択し決定しております。
委員	最終的に市としては、技術を上げてもらうという意図があるのですか。
契約課	総合評価方式には、技術力の向上を図るという意図もございますが、地域の貢献度として、例えば災害協定を結ぶなど、市のために色々と貢献している業者であれば、入札額以外でも評価をした方がよいのではないかとこともございますので、この両方の面から考えております。
委員	貢献度も技術評価点に入っているのですか。
契約課	その通りでございます。
委員	応札数が2者と少ないのは何故ですか。
契約課	総合評価方式になりますと業者の方が用意する書類も多く、敬遠されてしまいがちな所もあり、入札の参加申込みが少ない状況であります。
委員	舗装工事での総合評価方式となっておりますが、舗装工事は年間何本程度ありますか。
道路維持課	道路維持課につきましては、年間約10本から12本程度発注して

	おります。
委員	その全てが、総合評価方式ですか。
道路維持課	総合評価方式につきましては、毎年2本程度実施しております。
委員	例えば、1回落札したらその業者は参加できないなどの決まりはありますか。
道路維持課	一抜け方式みたいな入札は、行っておりません。
委員	各業者の技術評価点がほぼ固定している状態ですと技術評価点の高い業者が常に有利な状態であり、次に価格競争に移っても、どうしても技術評価点が高い業者が有利な状況になることが考えられます。実際の状況として、常に落札業者が偏っているという状況は、見受けられませんか。
道路維持課	工事の施工場所によっても地元の業者が、地元貢献したいという気持ちの表れで、何としても落札し、面子を保とうとする業者もおりますので、特定の業者だけが多くの案件を落札しているという事実はないと思います。
委員	総合評価方式は、書類が多すぎて敬遠されがちで、応札者が少なくなる現状であれば、あまり差異がない工事を選んで実施した方が良いのではないかと思います。
委員	総合評価方式は、本来技術力が問われるような工事がセレクトされるべきだと思います。舗装工事が13件のうち2件を選ばれておりますが、舗装工事がそれに含まれるか分かりませんが、技術力を見ようという視点で何を選ぶのかというのが重要であると考えます。
委員	(意見等) 総合評価方式は、なるべく技術力が高い所からそれぞれの意見をいただいて、技術力が高く、良い提案をしていただいたところに実施していくものです。価格だけが重要ではないというのが本来のもので、中々そのような工事が見当たらないのが、現状です。一時は、談合問題などもあり入札方式を変えたため、低ければ低い価格で落札する形となり、安くて悪いでは公共工事として困る状況の中で、総合評価方式を実施し、価格はある程度高めであっても、良いものを作るということで、現在は取組んでいるところです。

	<p>国としても総合評価方式については、前向きになるべく多くの工事で実施して欲しいという意向が示されておりますので、総合評価方式による工事を選定するのは難しいところですが、引き続きできるだけ多くの工事を総合評価方式で取組んでいただければと思います。</p>
<p>契約課</p>	<p>③ 「所沢駅西口区画整理事務所新築工事」 (市発注・指名競争入札)</p> <p>低入札価格につきましては、プレハブ本体の組立て工場が茨城県常総市にあり、アクセスが良いことから運搬に係る経費及び時間の削減が可能なことや過去に数多く請け負ったプレハブ工事の豊富な経験から経費率を算出し現場管理費の削減及び役員報酬などの一般管理費を抑えることで経費の削減が図れた結果であります。</p> <p>また、辞退理由につきましては、人員不足により設計者や現場代理人等の技術員の配置ができないとの理由であります。</p>
<p>委員</p>	<p>辞退が多く出ており、最終的にはかなり低い金額で締結できたので良いことだとは思いますが、辞退者が多いのであれば指名競争入札ではなく一般競争入札で行わなかったのは何故ですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>今回の案件は、建築工事で、特別な軽量鉄骨であり、プレハブ造りの事務所を建設するため、一般の建設業者では中々対応が難しい状況でした。特殊な建築であることから、指名業者名簿にございますように県内で特殊なプレハブを建てられる業者を選定し指名競争入札といたしました。</p>
<p>委員</p>	<p>5者指名して4者辞退している状態であることから指名のあり方も考える必要があると思います。また、業者も5者しかいなかったというのは極端に少ないような気がします。</p>
<p>所沢駅西口区画整理事務所</p>	<p>指名の業者数につきましては、本市の登録業者の中で、5者しかいなかったということでの選定です。入札の参加が少なかったことに関しましては、発注時期が年度末であったことや現場監督等の人員不足等が一つの要因にあげられます。</p> <p>発注時期がこの時期になってしまった点につきましては、本案件は区画整理事業となり、工事を行うにあたり仮換地の指定を行わないと工事が行えません。この工事につきましては、仮換地の指定が夏に行われ、その後、造成工事を行った上で、事務所の建設工事に入りましたので、時期的に遅くなってしまいました。</p>
<p>委員</p>	<p>建物を見るとあまり難しい工事ではなさそうですが、これはリー</p>

	<p>スですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>こちらの工事につきましては、プレハブの買取で建設工事となっております。実際にリースと建築を比較検討した結果、事業期間が11年であり、10年を超える期間であればリースよりも建築した方が安価であるということから建築工事として行いました。</p>
委員	<p>この建物は、プレハブ工法を指定して業者の選定を行ったのですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>プレハブ建築としての指定で工事の発注を行いました。</p>
委員	<p>プレハブ工法の選定というのは、価格面の問題や市にとって有利な建築物であると結論のもとに選定が行われたということですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>その通りでございます。</p>
委員	<p>軽量鉄骨は、どのくらいの耐用年数ですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>基本的には10年事業期間の中で使用し、終了後はこの建物を市の施設として利用するか、また、他施設として利用するのかは、その後、検討を行う予定です。長期的にこちらの施設を存続させる考え方ではございません。</p>
委員	<p>利用するのは、市ですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>あくまでも区画整理事務所として利用し、事業終了後はこのままの施設で市が利用することも考えられます。</p>
委員	<p>(意見等) 応札が1者だけであるのが気になるので、次回は考えていただきたい。</p>
委員	<p>業者の参加が少ないのは、発注時期が大きな問題ではありますが、今回の場合、造成工事もあり、年度開始から出来る事業ではないため難しい状況です。また、指名競争で4者辞退というのは、市民の方が見た時に、指名の仕方が悪いのではないかと思われがちなので、この辺も考慮に入れ進めていただければと思います</p>
	<p>④ 「所沢市立柳瀬公民館屋根及び外壁改修工事」 (市発注・指名競争入札)</p>

契約課	<p>本工事の落札率につきましては、82.48 パーセントであり、調査基準価格につきましては、予定価格の 70 パーセントとなっておりますので、特に低い落札率とは考えておりません。</p> <p>また、落札業者につきましては、本市の防水工事を平成 27 年度が 2 件、平成 28 年度が 2 件と毎年 2 件程度受注していることから強い受注意欲の表れであると考えております。</p>
委員	<p>和喜屋工業株式会社のみ、他社より安価に入札しています。また、6 番の案件（所沢市立三ヶ島中学校屋上防水改修工事）でも安価な金額で入札しています。毎年このような安価な金額で入札しているのですか。過去の工事内容に問題はありませんでしたか。</p>
営繕課	<p>安価な金額での入札は、受注意欲の表れと考えております。</p> <p>下請作業は足場の設置作業のみであり、それ以外は自社施工であるため、比較的安く応札することが可能であったと聞いています。</p> <p>また、昨年度の工事につきましては、工期的にも内容的にも問題はありませんでした。昨年度以前におきましても特に問題はございませんでした。</p>
委員	<p>防水工事は、指名競争入札になることがあるのですか。</p>
契約課	<p>防水工事業の登録業者数が少なく、一般競争入札を行うことができないため、指名競争入札を行いました。</p>
委員	<p>業者が少ないと指名競争入札になるのですか。</p>
契約課	<p>本来は、一般競争入札を行うことが最も望ましいため、できる限り一般競争入札を行っております。</p> <p>一般競争入札の場合は、設計金額によって一定数以上の応札可能者数を必要とする規定がございますが、防水工事につきましては、応札可能者数を満たすことができないため、指名競争入札を行いました。</p>
委員	<p>多くの業者に参加してもらい、競争原理を働かせるべきだと考えます。発注時期の影響以外で、業者が応札しない要因はあるのですか。</p>
契約課	<p>電子入札を導入する以前の入札では、各社が入札会場に集まって入札を行うため、基本的には、業者を指名すれば応札される状況でございました。</p> <p>しかし、電子入札を導入したことにより、指名競争入札であって</p>

委員	<p>も興味のない案件の場合には、応札されない傾向にあります。</p> <p>指名競争入札で辞退してもペナルティは無いのですか。</p>
契約課	<p>特段ございません。</p>
委員	<p>業者数の少ない業種の入札は困難であると思います。落札率は約80パーセントであるため、金額だけ見れば競争原理は働いていると考えます。この案件以外の過去の防水工事についても、同程度の落札率なのですか。</p>
契約課	<p>本年度の防水工事の落札率の平均は81.48パーセントであり、一般的な落札率が約94パーセントであることと比べ、落札率は低めとなっております。</p>
委員	<p>指名競争入札は、業者が入札会場に集まって行うのですか。業者は、事前に自社以外の指名業者を知ることができるのですか。</p>
契約課	<p>指名競争入札につきましても電子入札により行っているのので、指名された業者が、他にどの業者を指名しているのかを把握することはできません。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>業者数が少ない状況は、業者間で連絡を取り合う恐れがありますので、問題が発生しないように配慮していただきたいと思います。</p>
総務課	<p>⑤「流域関連枝線築造工事（28-2）に伴う付帯工事」 （上下水道局発注・見積合せ）</p> <p>随意契約になった事情につきましては、流域関連枝線築造工事（28-2）の水路が横断している箇所について、開削工法で下水管の布設を行う予定で工事を発注いたしました。</p> <p>工事着手に伴い地下埋設物位置を調査するため、試験掘りを行ったところ、地質が予想より悪く、開削工法で水路下を掘削すると地山が崩壊する恐れがあることが判明いたしました。そこで、安全性を重視し、水路下は推進工法にて鋼管を布設し、鋼管の中に当初予定した下水管を布設することといたしました。</p> <p>この試験掘りによって、占用物の水道管2本と既設排水管の位置が本工事の下水管布設予定箇所と接近しすぎていることで、支障となる水道管の移設を行うと金額が高額になることから、地下埋設物の間に設置できる立坑を築造し推進することといたしました。</p> <p>また、一般的に設置しないこのような簡易な立坑を計上すること</p>

	<p>や当該工事路線は道路も狭く、車両の通行等により住民へ支障が出る事が予想されたため、工事の工程管理・安全面を重視して、現場の状況を熟知している同一業者に付帯工事として随意契約を行いました。</p>
委員	<p>施工内容について、教えてください。</p>
下水道整備課	<p>当初は、開削工法で管を布設する予定でしたが、地山等の崩壊の恐れがあるため、地中をモグラのように掘る推進工法で、水路の下に鋼管を通しました。</p>
委員	<p>このような特殊な施工が可能な業者は、上野管工株式会社のみなのですか。</p>
下水道整備課	<p>上野管工株式会社は、本体工事を請け負っている業者であり、推進工法は、他社へ下請けに出されております。</p>
委員	<p>本体工事の際に、付帯工事は計画されていたのですか。</p>
下水道整備課	<p>本体工事の発注後、試掘調査を行い地盤が緩いことが判明し、地山等の崩壊の恐れがあるため、安全性を重視し、随意契約で上野管工株式会社に発注したものです。</p>
委員	<p>この工事は、元々本体工事に含まれていたのですか。</p>
下水道整備課	<p>本体工事では、推進工事は計上しておりません。本体工事の一部の工法を変更したものです。</p>
委員	<p>本体工事の追加工事では、随意契約の手続きが必要となるのですか。</p>
下水道整備課	<p>本体工事は、国の補助金により施工しているものであり、標準の歩掛を採用しております。推進工事の立坑は、この規格に適していないものであるため、推進工事のみ別発注といたしました。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>工事の発注は、計画的にできるはずなので工事業者が多い時期に発注するよう、工夫する余地があると思います。</p>
	<p>4 その他</p> <p>・ 次回の審議事案の抽出について</p>

審議事案の抽出委員：高島委員